

琉球大学学術リポジトリ

于氏研究

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-01-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長部, 悦弘, Osabe, Yoshihiro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/14548

于氏研究

長部悦弘

目次

序

第1章 于氏と軍事

第2章 于氏と学問

第3章 于氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官就任者

第4章 于氏の政界における地位

結語

序

北魏孝文帝代に氏族評定により門閥貴族体制の頂点に立った鮮卑族の于氏は、北魏国家内で武人として軍事的役割を果たしていたが、唐朝では儒者として存在するようになった。小論は、于氏が武人から儒者へと転身する過程を跡付けることを目的とする(1)。

第1章 于氏と軍事

于氏で北魏史上最初に登場する人物は、于栗磾〔A0〕である(2)。かれは北魏草創期の道武帝代から太武帝代まで生き、「能く左右に馳射し、武芸人を過ぐ。」とあり(『魏書』31于栗磾伝)、道武帝代登国年間に冠軍將軍、明元帝代に河内鎮將、太武帝代には蒲坂鎮將・虎牢鎮將・枋頭都將など武官を歴任したことが認められる。その間、道武帝代396年に公孫蘭とともに中山郡に後燕の恵愍帝(慕容宝)を襲い、太武帝代426年に北魏が夏国を討伐する際に周幾とともに阡城を攻めるなど、実戦においても活躍し、道武帝の中原征服や太武帝の華北統一に寄与した(『魏書』31于栗磾伝)。

于栗磾〔A0〕の子于洛拔(415~458)〔A1〕は、和龍鎮將に任命され、439年には太武帝が北涼の沮渠牧犍を親征するのに従った(『魏書』31于洛拔伝)。于栗磾・于洛拔父子はともに5世紀末に漢化政策が施行され

る以前に生きた人々であり、かれらを通して、于氏が漢化政策の施行以前に軍事に関与していたことが確認できた。そこで、次に5世紀末に漢化政策が施行されるのを挟んで生きた、于洛拔より下の2世代に、目を向けてみよう。于洛拔の長子于烈(437～501)〔A2〕は、文成帝代か献文帝代に羽林中郎・羽林中郎将、次に司衛監、481年に左衛將軍、その後領軍將軍を各々歴任し、宣武帝代に再び領軍將軍に就くなど、近衛軍の総司令官である領軍將軍をはじめ、近衛軍諸官を経歴し(3)、その間実戦の上でも孝文帝代498年に南齊の荆・沔兩州の攻略に出陣した(『魏書』31于烈伝)。

于烈の弟である于勁〔A2〕と于須〔A2〕は、いずれも実際に戦場に立った記録は、見受けられない。しかしながら官歴をみると、年代は不明であるが、于勁は沃野鎮將に任命され(『魏書』83下于勁伝)、于須は近衛軍所属の武衛將軍に就くなど(『魏書』31于須伝)、武官を経験したことが確認される。于烈の次世代は、戦陣に出動した事実はみえないが、武官に就任したことは確認できる。先ず于烈の子于祚〔A3〕は、孝文帝代あるいは宣武帝代に沃野鎮將に除せられた(『魏書』31于祚伝)。その弟于忠(462～518)〔A3〕は、宣武帝代に武衛將軍と左衛將軍を遷転し、宣武帝代末期から孝明帝代にかけて領軍將軍に就くなど(『魏書』31于忠伝)、近衛軍の高官を歴任した。その弟于景〔A3〕は、宣武帝代に高平鎮將、孝明帝代に武衛將軍と懷荒鎮將を歴任した(『魏書』31于景伝)。于烈の弟である于敦の子于祚〔A3〕は、年代は不明であるが、懷朔・武川兩鎮の鎮將に就いた(『魏書』31于祚伝)。

以上から、于烈〔A2〕と于祚〔A3〕の2世代が軍事に関与していたことが、明らかとなった。その中時代の上からみても、于烈〔A2〕・于忠〔A3〕・于景〔A3〕の如く、5世紀末の漢化政策施行後も依然として軍事に関わったものが認められた。次に北魏以後、唐代まで唯一于氏の血統を伝えた、于謹並びにその後裔と軍事との関わりをみてみよう。

于謹(493～568)〔B0〕は(4)、北魏では孝明帝代526年に都督、孝莊帝代には直寝及び大都督、東西分裂後は西魏において儀同三司・車騎大將軍、535年に開府儀同三司・驃騎大將軍、549年に柱国大將軍に各々就い

た（『周書』15于謹伝）(5)。実戦の上では、北魏孝明帝代523年に北辺を侵した柔然の阿那瓌を討伐するために出陣したのを皮切りに、翌524年に始まる六鎮の乱、534年に北魏が東西に分裂してから以後に東西兩魏及び北齊・北周の間で展開された華北争覇戦に、各々身を投じた。かれの実戦歴から主立ったものを拾い上げると、以下の如くなる。北魏代には524年から526年まで沃野鎮の破落汗拔陵と剣を交え、529年には済南で刑杲を討伐し、530年には関中・隴西で万俟醜奴と戦うなど北魏末の動乱を鎮圧するために東奔西走した(6)。東西分裂後は、西魏軍の一員として、537年に弘農郡の奪取及び沙苑の会戦、543年に亡山大戦に各々参加し、564年には北周軍に加わって東征した。さらにその間、華北争覇戦とは別に、554年に梁の元帝が拠点置いていた江陵を、西魏軍を率いて攻陥した（『周書』15于寔伝）。

于謹の次世代に目を向けると、かれの子于寔（?～581）〔B1〕は、西魏において都督・大都督・儀同三司、548年に開府儀同三司、北周においては大將軍、570年に柱国大將軍に各々就いた（『周書』15于寔伝）。

于寔の弟于翼（?～583）〔B1〕は、西魏で550年に大都督、ついで武衛將軍・儀同三司・開府儀同三司、北周では先ず大將軍、571年に柱国大將軍に、各々就任し、その間西魏においては宇文泰帳下の護衛兵を率いて禁中に宿衛し、北周では大將軍として禁中内外の宿衛兵を統轄した。実戦では、北周代559年に吐谷渾討伐に参加し、575年には河南の9州30鎮を攻陥して北齊征服に貢献した（『周書』15于寔伝）。

于寔の弟于義（534～583）〔B1〕は、北周代に開府に任ぜられたことがあり、580年には左丞相に就任して朝政を掌握した外戚楊堅（のちの隋文帝）に対して反旗を翻した益州総管王謙を、行軍総管として鎮圧した（『隋書』39于義伝）。

于義の弟于礼〔B1〕は、北周代大將軍を経験し、575年には北齊の平定に参加した（『統語堂碑録』〔丁〕「于孝顕碑」）。次に于寔兄弟の次世代をみてみよう。

于寔の子于顕〔B2〕は、北周において大都督と儀同三司を経験し、579年には陳領の淮南地方を経略し、寿陽と峽石を攻略した（『隋書』60于顕伝）。

その弟子仲文（545～612）〔B2〕は、北周では儀同三司と大將軍、隨では604年に右詔衛大將軍を、各々踏み、北周末年580年には楊堅に対して挙兵した尉遲迥を討伐する一翼を担い、隋では582年に内モンゴルあるいは山西において突厥を迎撃し、589年に陳平定に参加し、翌590年には江南で起きた反乱を制圧し、600年には寧夏地方を侵した突厥を大破し、609年に吐谷渾征討に従い、612年には高句麗に遠征した（『隋書』60于仲文伝）。

更にその弟子象賢〔B2〕は、実戦経験はないが、北周では儀同三司に任命された（『周書』15于象賢伝）。

于義の子である于宣道・于宣敏兄弟〔B2〕は、実戦経験はないが、于宣道は北周において左侍上士から積褐し、その後小承御上士に任命され⁽⁷⁾、隋では左衛長史と太子左衛副率に就任し（『隋書』39于宣道伝）、弟の于宣敏は北周では右侍上士・千牛備身を歴任し、隋では581年に奉車都尉に叙せられるなど（『隋書』39于宣敏伝）、武官に就任したことが認められる。

于礼の子于孝顕（573～636）〔B2〕は、隋代593年に右親衛より起家し、617年に左武侯寺参軍に就き、唐代には元帥府鎧曹参軍に任ぜられ、隋唐交代期には唐朝の側に立って、河北・河南に勢力を有していた竇建徳と戦った（『統語堂碑録』〔丁〕「于孝顕碑」）。

以上確認した如く、于謹並びにその子孫は北魏代から初唐にかけて、三世代に亘って軍事に関わってきた。次に于顥〔B2〕より下の世代、于義〔B1〕の孫で隋代から初唐にかけて生きた于志寧〔B3〕以後の世代と軍事との関わりをみることにしよう。

于氏は唐代に入ってから、その成員は末広がりが増えるが、現在記録に残るのは于寔・于翼・于義〔B1〕の子孫だけである。于氏は于志寧により家譜が編まれ、その後100年近くに亘って保管されてきた。恐らくこの家譜が末広がりに成員が増大した于氏が結束する上で、拠り所として大きな役割を果たしたと考えられる。だが家譜は、唐代中期玄宗代755年に起きた安史の乱のために喪失した。そこで徳宗代792年に于寔・于翼・于義〔B1〕の三系統の子孫たちが、家譜を再編集した。三系統の中心人物は、各々于頔・于邵・于載

であった。家譜は各系統に2巻ずつ割り当てられ、各々于頔・于邵・于載が中心となって編んだ（『文苑英華』737于邵「于氏家譜後序」）。于氏は家譜を通して同じ一族に属するという意識を共有して結束を保つ一方で、その編集方法が各系統毎に中心人物が立って割り当て巻数に書き込んでいった点から、于寔・于翼・于義の三系統が各々于氏を構成する最小単位の集団であった房支とみられる。そこで以上の三房支に分けて于志寧〔B3〕以後の世代と軍事との関わりをみることにする。

（1）于寔の房支

于寔の房支では、その6世孫于頔（?～818）〔B7〕が千牛備身から起家し、中唐期徳宗代798年から憲宗代808年まで襄州刺史・山南節度使の任にあったが、その間799年に叛旗を翻した淮西節度使呉少誠から呉房・朗山両県を奪い、その軍を濯神溝で破った（『旧唐書』156于頔伝、『新唐書』172同伝。以下『旧唐書』は『旧』と略称、『新唐書』は『新』と略称）。また同じく7世孫于敬言〔B8〕は実戦歴は不明だが、右龍武兵曹參軍に就いた（『新』72下宰相世系表2下）。

（2）于翼の房支

于翼の房支では、その曾孫于元嗣〔B7〕が実戦歴は認められないが、金吾將軍に就任した（『新』72下宰相世系表2下）。同じく6世孫の于邵（712～792）〔B7〕は、中唐期代宗代770年ないし771年に巴州刺史についたが、在職中巴州城を囲んだ夷獠を防いで戦い、結局説諭して降した（『旧』137于邵伝、『新』203同伝）。

（3）于義の房支

于義の房支では、于義の孫于志寧（588～665）〔B3〕が、隋唐交代期に渭北道行軍元帥であった李世民（のちの唐太宗）に記室に召補されて殷開山等と軍謀に参与し、李世民が秦王・天策上將となった後には天策府從事中郎を累授され、当時敵対していた各地の諸集団を鎮圧するのに随従した（『旧』78于志寧伝、『新』104同伝）。その孫于大猷（644～700）〔B5〕が左千牛備身より積褐し（『金石萃編』63「于大猷墓誌」）、同じく曾孫の于克構〔B6〕が左監門率府長史に任命された（『新』72下宰相世系表2下）。

以上みた如く、唐代においても于氏で軍事に関与していたものが散見するが、北魏代に于栗磾から4代に亘って、北魏代から初唐にかけて于謹から3代ないし4代に亘って、親子あるいは兄弟で軍事に関わり続けたのに比べて、断続的にしか関わっていなかった。そのことは、于氏が唐代に入ってから、隋以前にくらべて軍事に関わる度合が薄くなったことを示唆している。次に章を代えて、于氏が学問を習得した程度を累代軍事に関わり続けた隋代以前と断続的にしか軍事に関わらなくなった唐代とに時期を区分して検討しよう。

第2章 于氏と学問

于氏では、北魏代于謹より前の世代において学問を修めた形跡は、認められない。于氏は、北魏代後期493年に生を享け、「略経史を窺い、尤も『孫子兵書』を好む」とある于謹〔B0〕に至って（『周書』15于謹伝）、はじめて学問を学んだ。

于謹の子では、于寔〔B1〕が545年に西魏で「東宮に侍講」し（『周書』15于寔伝）、その弟于義〔B1〕が「志を篤くして学を好んだ」とあり（『周書』15于謹伝）、各々学問を習ったと認められる。于寔の弟で于義の兄であった于翼〔B1〕は、学問を学んだことは直接確認できないが、北周代武帝により才学のある人物を評価して選抜する力があると認められて、皇太子と諸王の師傅の選択を委ねられ、時において適切な人材を得たと評せられた（『周書』30于翼伝）。武帝は566年に百官に『礼記』を親しく講義し（『周書』5武帝本紀天和元年五月庚申の条）、568年にも百官・沙門・道士に『礼記』を講じ、自ら『象経』を著わして王褒に注を加えさせるほど（『周書』41王褒伝）、学問に熱心な天子であった。学問に通じた武帝に才学のある人物を評価して選ぶ力があると認められ、皇太子と諸王のために学問の師の選択を委ねられた于翼は、学問を修めていたはずである。

于寔・于翼・于義三兄弟の次世代では、于寔の子于仲文〔B2〕が、「鬚亂にして学に就き、関するに耽りて倦まず」とある如く（『隋書』60于仲文伝）、西魏で幼時より学問を熱心に学び、更に李祥なる人物から『周易』と三礼を教

わり、于氏の手になる最初の著述となる『漢書刊繁』30巻と『略覽』30巻を撰した（『隋書』60于仲文伝）。

于義の子于宣敏〔B2〕は、北周で11才の折りに趙王宇文招を訪れた際、宇文招から詩を賦すよう命ぜられたのに従って、詩を作ったことから（『隋書』39于宣敏伝）、作詩能力を具えていたことは明らかである。かれは学問を撰取し作詩の能力を養ったとみられる。

以上学問を学んでいたことを確かめた、于寔・于翼・于義・于仲文・于宣敏の5人は、隋代まで生きた。于氏は北魏後期に于謹がはじめて学問を習って以来、三世代に亘って学問を学んで隋代に至ったと言えよう。次に隋代から唐代にかけて生涯を送った于志寧も含めて、大部分が唐代に生きた、于謹の曾孫以後の世代の学問の修得状況に目を移してみよう。

唐代における于氏の学問の修得状況を大まかに把握すると、于謹の曾孫である于志寧〔B3〕から同じく11世孫で唐末・五代に生きた于兢〔B11〕に至る九世代の間に、今日まで詩文が伝わっているものが毎世代確認でき、加えて著述者が5人、科挙合格者が10人、各々出たことが明らかである。更に于義の8世孫于敖（765～830）〔B9〕が生きた中唐期には、「家世文史盛名なり」（『旧』149于敖伝）という定評を博するに至った。以上から、唐代において于氏が学問を熱心に修めていた一端が、窺える。さて前述した如く、唐代の于氏には于寔・于翼・于義の三人の子孫のみが認められるだけであるが、各房支別にみると、于義・于寔・于翼の系統の順によく看取される。以下、于寔・于翼・于義の各房支の順に、その点を確認しよう。

（1）于寔の房支

于寔の後裔では、科挙合格者並びに著述者として、晩唐に至って于漬〔B9〕唯一人だけが、認められるだけである。于漬は晩唐懿宗代861年に進士科に及第し（『唐才子伝』8）、『于漬詩』1巻を世に残した（『新』60芸文志4）。于寔の系統は、晩唐に至って同一人物が科挙合格者・著述者として一人だけ姿を現わしたにしか過ぎなかったが、そのことはそれまで学問を学んだものが皆無であったことを、直ちに意味するものではない。先ず隋代から初唐にかけて生きていたとみられる于德威〔B3〕と、その子于玄範〔B4〕は、と

もに「道に遵い、儒に服す」とあり（『権載之文集』12「于寔先廟碑銘」）、儒学を修めていたとみられる。また于玄範の孫于覓〔B6〕は、「广大にして静、恭儉にして礼を好む。二雅を合わせ、四教を好む。」とあり（『権載之文集』12「于頔先廟碑銘」）、三礼や『詩経』と『尚書』を読み、経学を学んでいたと思われる。この他、于敬之〔B4〕と于経野〔B5〕の如く、叔父と甥、于可封〔B6〕・于頔〔B7〕・于方〔B8〕の如く、親子3代、更に于可封の甥に当たる于頔〔B7〕、于頔の甥に当たる于興宗〔B8〕が詩文の作品を残している(8)。前に中唐期に于頔が軍功を立てたことをみだが、その于頔といえども、儒家の子とみなされており（『旧』156史臣評）、親子2代あるいは3代、叔父・甥の2代で学問を習ったり、詩文の作品を残している点から、代々学問を修める風が初唐からあったものと思われる。

（2）于翼の房支

于翼の子孫においても、于寔の房支と同様に科挙合格者と著述者が各々1人しか出ていない。いずれも同一人物で、于邵〔B7〕である。于邵は盛唐期玄宗代755年に進士科に及第し（『旧』137于邵伝、『新』203同伝）、かれの詩文が収められたと思われる『于邵集』40巻が編まれた（『新』60芸文志4丁部集録別集類）。于翼の房支では、中唐期に生きていたと思われる于邵の子于尹窮〔B8〕と同じ世代の于德晦〔B8〕の2人が詩文を残しており学問を修めていたと考えられる。尚、于翼の房支では于邵より前の世代においては、学問を学んだものが直接確認できない。

（3）于義の房支

于義の房支では、学問を修めた人物として、隋代から唐代に跨って生きた于志寧〔B3〕が先ず最初に挙げられる。かれが学問を学んだ証左として言えるのは、唐太宗代と高宗代に国家により推進された編纂事業に参加したことである。かれが編集に参加した著述は、『五経正義』180巻、『大唐儀礼』100巻、『留本司行格』18巻、『隋書』85巻、『五代史志』30巻であった。かれは国家の編纂事業に加わった以外に、自身の著述として『諫苑』30巻を撰し、作った詩文は別集『于志寧集』40巻に集大成されたとみられる(9)。上述した、国家による編纂事業に参加した主立った顔ぶれをみると、孔穎達と顔

師古が『五經正義』・『大唐儀禮』・『隋書』、令狐德棻が『大唐儀禮』・『留本司行格』・『隋書』、李延寿が『隋書』、李百薬が『大唐儀禮』、の編集陣に加わっていたことが認められる。孔穎達は初唐を代表する儒者であり、顔師古は『漢書注』を撰し、令狐德棻は『周書』を編纂し、李延寿が『南史』と『北史』を著わし、李百薬は『北齊書』を監修しており、いずれもそうそうたる学殖の持ち主であった。かかる教養人に伍して経書や史書の編集者に選抜された于志寧もまた、経学や史学に関して並々ならぬ造詣を持っていたものと思われる。

于志寧の子于立政〔B4〕は、類書である『類林』10巻を編集した（『新』59芸文志3丙部子録類書類）。『類林』そのものは今日伝わっておらず、その内容は知ることができない。但し『玉海』55所引の『中興書目』に、その書名とともに内容が「五十目に分かち、古人の事跡を記す」と記載されているところから、于立政は編集に当たって古人の事跡を記した諸典籍を涉獵・博搜したものと思われる。その典籍とは恐らく経・史・子・集四部に亘るものであり、于立政はそれらの諸典籍に通じていたものと思われる。于立政の子于知微（630頃～710頃）〔B5〕は、高宗代に進士科に登第した（『金石萃編』71「于知微碑」）。その弟于大猷（644～700）〔B5〕は、「小年にして五方の書を識り、大成して九経の義に通ず」とあり（『金石萃編』63「于大猷碑」）、経書その他の書籍を読んで学問を学んだとみられる。

于志寧の玄孫于休烈（692～772）〔B7〕は、「幼き自り学を好み、善く文を属る」（『旧』149于休烈伝）、「篤く墳籍を好み、手は巻を積かず、以て老いに至る」（同上）とある如く、学問を好み熱心に打ち込んだ。かれは盛唐期玄宗代713年に進士科に合格後、制科に擢第した（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝）。玄宗代には、呉兢・韋述・柳芳・令狐垣とともに『唐書』100巻（または130巻）を撰した（『新』58芸文志2乙部史録正史類）。更にかれの詩文を収録したとみられる『于休烈集』10巻が、編まれた（『新』60芸文志4丁部集録別集類）。于休烈の子于益〔B8〕は、玄宗代742年に進士科に及第した（『新』104于益伝）。于益の甥于敖（765～830）〔B9〕は、正確な年代は不明であるが、中唐期に進士科

に登第した（『旧』149于敖伝）。かれの四子于球・于珪・于瓌・于琮（？～880）〔B10〕は、そろって進士科に合格した（『旧』149于敖伝）。及第した年は、不明である于球を除いて、于珪が849年、于瓌が853年、于琮が858年であり、いずれも晩唐期の宣宗代である¹⁰。以上于義の房支は、著述を撰したり、科挙に合格したりするなど、初唐に3代に亘って学問を修めていたことが明らかである。更に盛唐から晩唐にかけて4代に亘って科挙合格者を輩出しており、学問を学び続けていたことがわかる。要するに、于義の房支は、初唐から晩唐にかけて、連綿と学問を学ぶ風を守り続けたのである。

ここで北魏代から初唐にかけて、于氏と同じく武人の家に属した竇熾親子が学問を学んでいた状況、学問を学ぶことに対する態度、その子孫が学問を学んだか否か、を検討し、于氏と比較してみよう。竇熾は代郡出身で、北魏代に范陽郡の祁忻から『毛詩』と『左氏春秋』を授かった（『周書』30竇熾伝）。竇熾の子は竇恭・竇覽・竇深・竇疑・竇誼・竇威の6人がいるが、その中竇威のみが学問に没頭した。これに対して、武芸を尊んでいた兄たちは、『書癡』と呼んで笑った。更に隋代に兄たちが武勲を立て顯官に昇ると、学問を積んで聖人となったが生前不遇であった孔子を引き合いに出して、起家した秘書郎に留まったままであった竇威に向って、名位が高くないのも当然であると言いつつ放った（『旧』61竇威伝、『新』95同伝）。かくの如く、隋代において竇恭兄弟の間には学問より軍事を重んずる価値観が支配していた。隋代あるいは初唐に生きて、両唐書に立伝されている竇恭兄弟の子竇軌と竇琮には、学問を学んだ痕跡は認められない。これは、隋代において学問を尊重する風が竇恭兄弟の間になかった結果であろう。翻って于氏においては、于寔の房支に属する于志寧の如く、隋代から初唐にかけて学問を修めていた人物が認められるのは、隋代に至るまで軍事に関わってはいっても于謹以来3代に亘って学問を習い、それにより学問を習うことを是認・尊重する価値観が根を下ろした結果であると考えられる。竇恭兄弟の2世代以後の後裔たちからは、著述者や科挙合格者をはじめ、学問に努めた痕跡は窺えない。それは、竇氏の中で少なくとも竇恭兄弟の後裔の間でも学問を学ぶ風を醸成し、伝統を形成しなかったことを示唆していよう。それとは対照的に、于氏で少なくとも于寔の房支と于義の房支で

は、唐代において于徳威や于志寧より後の世代から著述者や科挙合格者を産むなど、ほぼ累代学問を修めるものがみられる点から、学問を学ぶ風が初唐以後揺るぎない伝統として定着していったと思われる。

次に于氏が于謹以降学問を学び続けた成果が、官界での地位に反映したか否か、考察しよう。そのために、学問を身に付けていることが任官の前提となった。秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官への就任者を、于寔の房支、于翼の房支、于義の房支に分けて瞥見することとする。

第3章 于氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官就任者

于氏が秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官に就き始めた時期は、尚書省郎官（正確には尚書省郎官に該当する官）が北周、中書省官は隋代、秘書省官と国子監官は唐代であった。かくの如く、于氏が以上の4種の官に就き始める時期は異なっていたが、隋以前に就任者を出していた中書省官と尚書省郎官は唐代に就任者を大幅に増やし、隋以前に就いていなかった秘書省官と国子監官は、唐代に就任者を出した。つまり、唐代には以上の4種の官すべてに就任するようになった。隋以前と唐代とでは、以上の4種の官への就任状況が質と量の上で相違がみられた。そこで隋以前と唐代とに時期を区分して、于寔の房支・于翼の房支・于義の房支に分けて、以上の4種の官への就任者を吟味しよう。

【A】隋以前

(1) 于寔の房支

于寔の房支からは、隋以前に上記の4種の官に就いたものはいない。

(2) 于翼の房支

于翼の房支は、北周武帝代「六官の制」下において、于翼の子于璽〔B2〕が職方中大夫（兵部の職方郎中に相当）に任命され（『隋書』60于璽伝）、弟の于詮〔B2〕が吏部下大夫（吏部の吏部郎中に相当）に用いられた（『周書』30于詮伝）(1)。

(3) 于義の房支

于義の房支では、于義の子于宣道〔B 2〕が、隋文帝代581年に内史舎人（中書舎人に相当）に就いた（『隋書』39于宣道伝）。

次に于氏の唐代における以上の4種の官への就任者を、第一表・第二表・第三表A・B・Cを参照しつつ、確認しよう。

【B】唐代

(1) 于寔の房支

于寔の房支では、初唐に于敏同〔B 4〕が主客員外郎（『唐尚書省郎官石柱題名考』6、以下『唐尚書省郎官石柱題名考』は『郎考』と略称）・吏部員外郎（同書4）・吏部郎中（同書3）・中書舎人（『新』72下宰相世系表2下）を歴任し、同世代の于素〔B 4〕が倉部員外郎（『新』72下宰相世系表2下）と倉部郎中（『郎考』17）に就き、于思言〔B 4〕が戸部郎中（同書11）に任ぜられた。また于玄範の子于汪〔B 5〕が、初唐ないし盛唐に秘書監（『新』72下宰相世系表2下）に任命された。その子于可封〔B 6〕は、盛唐に国子司業（『新』72下宰相世系表2下）に任ぜられた。中唐には、于汪の孫于頔〔B 7〕が戸部員外郎（『郎考』12）・度支郎中（『旧』146于頔伝・『郎考』13）・戸部郎中（『郎考』11）・秘書少監（『旧』146于頔伝）を歴任し、同世代の于頔〔B 7〕が度支郎中（『郎考』13）に就き、于頔〔B 7〕が司門員外郎（『旧』156于頔伝、『新』172同伝）・駕部郎中（同上）に任命された。中唐ないし晩唐には、于頔の子于申〔B 7〕が屯田員外郎（『新』72下宰相世系表2下）に就任し、于頔の子于方〔B 8〕が校書郎（『續語堂碑録』〔丁〕「裴承章墓誌銘」）と秘書丞（『旧』156于頔伝）を歴任し、于頔の曾孫于滉〔B 10〕が虞部郎中（『新』72下宰相世系表2下）に就いた。

以上から、于寔の房支で秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官のいずれかに就いたものは、兼任した場合も一人と数えて、11人に上る。時期の上では、初唐に3人、初唐ないし盛唐に1人、盛唐に1人、中唐に3人、中唐ないし晩唐に3人であつた。この中、于敏同・于素・于思言・于汪・于頔・于頔・于申・于方は、学問を学んだことは確認できなかったが、学問を修めて上記の

官に就いたとみられる。

于寔の房支では、隋以前于謹以後3代の間に関を学ぶ風を醸成し、唐代に継がれたと前述したが、かれらにはかかる風を受けて関を修め、秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官のいずれかに就いたと思われる。なかでも于汪・于可封・于頔・于頔・于頔・于申・于方の7人は、于德威から于申・于方の代まで6代に亘って累代関を修めたものの中から、秘書省官・中書省官・尚書省郎官に就いたことが了解できる。

(2) 于翼の房支

于翼の房支では、唐代前半期には于瑾〔B5〕が初唐に駕部郎中（『新』72下宰相世系表2下）に任命されたにしか過ぎない。唐代後半期には、于邵〔B7〕が中唐肅宗代ないし代宗代に比部郎中（『旧』137于邵伝、『新』203同伝）に就き、代宗代に兵部郎中（同上）・中書舎人（同上）に就いた。その子于尹窮〔B8〕も、中唐に中書舎人（『新』72下宰相世系表2下）に就き、その弟子卓謨〔B8〕は中唐に戸部郎中（『新』72下宰相世系表2下）に任命された。かれらの甥于德晦〔B9〕は、中唐に金部（『郎考』16）・戸部（同書12）・吏部（同書4）の3員外郎に就任した。以上から、于翼の房支で就いた官は、秘書省官と国子監官はなく、中書省官と尚書省郎官に限られ、いずれかの官に就いたものは、兼任した場合は、1人と数えて、5人である。就任した時期は、初唐1人、中唐4人である。この中、于瑾と于卓謨は関を学んだことは確認できなかったが、兩人とも関を修めた上で尚書省郎官に就いたとみられる。于翼の房支は唐代前半期に于瑾唯1人が関を学び、且つ尚書省郎官に就いたことが認められるにしか過ぎず、隋以前から関を累代学び続け、尚書省郎官に就くものを出したとは言い難い。但だ唐代後半期に移ってから于邵以後3代に亘って関を学び、中書省官と尚書省郎官を出したことが認められる。

(3) 于義の房支

于義の房支では、于宣道の実子で于宣敏の養子となつた于志寧〔B3〕が、初唐太宗代629年に中書侍郎（『旧』78于志寧伝、『新』104同伝）に任命された。その子于立政〔B4〕は、初唐に吏部員外郎（『郎考』6）・吏

部郎中（『金石萃編』71「于知微碑」）・国子司業（同上）を歴任した。その子于知微〔B4〕は初唐高宗代に秘書郎（『金石萃編』71「于知微碑」）に任官し、則天武后代に夏官郎中（兵部郎中に同じ）（同上）に就任し、則天武后代ないし中宗代に鳳閣侍郎（中書侍郎に同じ）（同上）に任ぜられた。于志寧の玄孫于休烈〔B7〕は、盛唐玄宗代に秘書正字（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝）・比部員外郎（『旧』149于休烈伝）・比部郎中（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝）を累遷し、中唐肅宗代に国子祭酒（同上）に任ぜられた。また于義の6世孫于結〔B7〕は、盛唐ないし中唐に吏部員外郎（『郎考』4）に就いた。于休烈の子于肅〔B8〕は、中唐に考功郎中（『郎考』9）に任ぜられた。その子于敖〔B9〕は中唐に校書郎（『旧』149于敖伝、『新』104同伝）に就任し、憲宗代に倉部員外郎（『旧』149于敖伝）・司勳員外郎（同上）・右司郎中（同上）を歴任し、その後穆宗代ないし敬宗代824年に吏部郎中（『旧』149于敖伝、『新』104同伝）に就いた。その子于瓌〔B10〕は晩唐に校書郎（『唐詩紀事』53）に就き、その弟于琮〔B10〕は晩唐懿宗代咸通年間（860～874）に水部郎中（『新』104于琮伝）・中書舍人（同上）・中書侍郎（同上）を累転した。

以上から、于義の房支で秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官のいずれかに就いたものは、兼任した場合も1人と数えて、9人に達する。時期の上では初唐3人、盛唐ないし中唐2人、中唐2人、晩唐2人である。この中、于肅は学問を学んだことは確認できなかったが、学問を修めて尚書省郎官に就いたとみられる。

于義の房支では、于志寧の実父于宣道が隋代に内史舍人となっており、また義父で叔父の于宣敏も学問を習っていたことから、于志寧はその感化を受けて学問を修めたと思われる。于志寧並びにかれの子孫から、于志寧から3代、于休烈から4代、各々続けて秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官のいずれかに就くものを出しており、かれらは隋以前于謹以後3代の間に培ったとみられる、学問を学ぶ風を唐代において伝承し、官界での地位に反映させたと言えよう。

以上みた如く、于氏は唐代に入って秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子

監官に就くものが、隋以前に比べて飛躍的に増えた。その背景に、于氏でとりわけ于寔の房支と于義の房支で、以上の4種の官に就く前提となる学問を代々修めたことがあったとみられる。隋以前に于氏は3代に亘って学問を学び、于璽・于詮〔B2〕が兄弟で北周において尚書省郎官に就いたが、まだ以上の4種の官に累代就任者を出すに至ってはいない。唐代に入ると、累代学問を学んだことを土台に、于寔の房支では于汪〔B2〕から于申・于方〔B8〕まで4代、于義の房支では于志寧〔B3〕から于知微〔B5〕まで3代、于休烈〔B7〕から于瓌・于方〔B10〕まで4代というように、数世代に亘って就くようになった。つまり唐代には、于氏は以上の4種の官に就くように変化したのである。

北魏末期に于謹が于氏ではじめて学問を修めて以来、于氏は唐代においても特に于寔の系統と于義の系統で累代学問を学び続けた跡が認められる。だが于氏は北魏末期に于謹が学問をはじめて習ったからと言って、軍事から即ちに遠ざかったわけではなく、また即ちに学問を身に付けていることが就任の前提となる秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官に就任するものが続出したわけではない。于氏が学問を学んだ結果、その身の処し方に大きな変化がみられるのは、唐代に入ってからである。唐代に至ると、隋以前には累代軍事に関与していたのが断続的にしか参与しなくなり、その一方で隋以前には散発的にしか就いていなかった、上記の官に就くものを数世代に亘り輩出するようになった。そのことは、唐代に至って于氏は軍事的な能力よりもむしろ学問により官界に立つように変化したことを示している。

于氏は北魏代以来、唐代に至るまで政界において高い地位を一貫して保ち続けた。于氏は北魏代に学問を知らない以前には専らその軍事的な能力によって政界に立ち、北魏末期に于謹が于氏ではじめて学問を習ってからも隋代までは軍事的な才能によって政界に生き、唐代に至ってから学問により政界に立つよう大きく変身したことを示唆している。そこで、次にその点を政治史の文脈を視野に収めつつ確認しよう。

第4章 于氏の政界における地位

北魏代于氏が軍事に深く関わったことは前に確認したが、なかでも于烈〔A 2〕・于須〔A 2〕・于忠〔A 3〕が近衛軍の高官として孝文帝・宣武帝・孝明帝に近侍していたことが、目を引く。于烈は近衛軍の総司令官である領軍將軍であったが、弟于勁の娘を宣武帝の側近に謁論して宣武帝に推薦させた。その娘が、順皇后である（『魏書』13宣武皇后于氏伝）。于忠も領軍將軍であったが、515年正月に宣武帝が薨去した直後に幼い皇太子元詡（後の孝明帝）を東宮より迎えて即位させ、加えて元詡の大叔父高陽王元雍に幼帝を補佐して庶政を行わせるよう決定し、自身は同年9月に胡太后が臨朝するまでの期間朝政を掌握した（『魏書』31于忠伝）。于烈が順皇后を推しえたのも、于忠が朝政を握ることができたのも、皇帝の親近にあって軍事的に奉仕していたお蔭である¹²⁾。

北魏はその後、六鎮の乱が端緒となって孝文帝代に樹立された門閥貴族体制が動揺する中から、東西兩魏・北齊・北周が誕生した。旧来の門閥貴族体制下で享受していた地位や待遇が、北魏末の混乱期や東西兩魏や北齊・北周において無条件に付与されたわけではなかろう。掛け値無しに、その実力を問われたとみられる。于氏で北魏末の混乱期を切り抜けて生き残ったのは、唯一于謹だけである。かれは、西魏では柱国大將軍に昇り、北周では太傅に任ぜられ、西魏・北周の中枢部に位置を占めた。前に触れた如く、于謹は于氏ではじめて学問を学んだが、北魏末の混乱期をかいくぐって西魏・北周において最高位を得られたのは、学問上の才能ではなくその軍事的能力に負うところが大きい。于謹は前述した如く、北魏孝明帝代523年に阿那瓌討伐にしたがって以来、北魏末の内乱鎮圧に活躍し、続いて北魏の東西分裂後東西兩魏・北齊・北周の華北争覇戦に参加した。

于謹が西魏・北周において中枢部に席を獲得した直接のきっかけは、宇文泰と信頼関係を築いたことであろう¹³⁾。于謹が宇文泰と特に親密な関係を結ぶのは、北魏末期533年に万俟醜奴を討伐するために派遣された部隊より、夏州刺史として赴任した宇文泰に長史として随従した時に始まると考えられる。

宇文泰はその後534年に万俟醜奴討伐部隊の領袖賀拔岳が副将侯莫陳悦に殺された後に、平涼に取り残された、宇文泰と賀拔岳の郷里武川鎮出身者を中心とする遺衆から新しい頭領に迎えられた。于謹は、当時行動をともし、関中が秦漢の旧部の地にして『天府』であり、将士が驍勇で土壌が膏腴であると、軍事上及び経済上の利点を説いた上で、京師洛陽から孝武帝を関中に迎えて、北魏末期の実力者爾朱栄に替わって台頭しつつあった、かつて爾朱栄の下で同僚として肩を並べ後の東魏の実権者となる高歡に対抗する方策を提言し、宇文泰を大いに悦ばせ（『周書』15于謹伝）、孝武帝を迎える気にさせた。またその後同年に近衛軍の閩内大都督に任命されて入朝した機会を捉えて、関中に遷都するよう、孝武帝に直接建白した（『周書』15于謹伝）。その甲斐あって、結局534年7月に孝武帝は宇文泰のもとに西遷して東西対抗の形勢を導き、政局は于謹の思い描いた通りに展開した。

かれは西魏軍の一員として、戦場においてもその軍事的才能を遺憾なく発揮して活躍した。一例を挙げると、543年に東征軍に加わり、北邙山の大戦において西魏軍が不利に陥いるや、部下を率いて偽って投降し、道の左側に立ち、遁走する西魏軍を勝ちに乗じて追撃していた東魏軍をやり過ごして背後から襲撃して驚かせ、西魏軍が潰滅することなく帰還できる道を切り開いた（『周書』15于謹伝）。以上みた如く、于謹が宇文泰に西魏建国に至る戦略を授けたり、西魏軍の危機を救うことにより、宇文泰の信頼を獲得し、武川鎮出身者を中核とする西魏中枢部の構成員にも一目を置かしめ¹⁴⁾、西魏中枢部の一面を担う結果をもたらしたと思われる。

北周において于謹が政権内で最高位を得るのは、北周成立前夜に宇文護が叔父宇文泰の後を承けて摂政となるのを後押ししたからである。宇文護は宇文泰の遺言により後事を託されたが、趙貴や独孤信など、自分より勲功が多く上位にいた宇文泰の同輩に引け目を感じていた。于謹はその委嘱を受けて、かれらの不満を抑え、宇文護の実権掌握を成功に導いた。于謹が趙貴や独孤信らを説得し得たのは、かれがその軍事的能力により多大な貢献を挙げており、かれらが一目を置いていたからであろう。

宇文護自身は「性戎略無し」とある如く（『周書』11宇文護伝）、戦術を

運用する能力を欠いていた。于謹は、軍事上の知謀を豊富に備えていた。宇文護は軍事行動を起こす際には、かれを頼りにした。564年に東征した時に于謹が老いて病んでいたにもかかわらず、宇文護が同道を懇請し、途上軍略を諮問した（『周書』15于謹伝）。

北周武帝の治下563年に、「一代の盛事」と評される「三老の儀」が西魏・北周を通じて1度だけ催された。于謹は三老に選ばれ、武帝の師として政治上の下問を受ける役を演じた（『周書』15于謹伝）。このことは、于謹が当時政界の元老として最も尊崇されていたことを物語る。

于謹の子や孫は、北周宗室の宇文氏と通婚関係を結んだ。かれの次子于翼〔B1〕が宇文泰の娘平原公主を娶り（『周書』30于翼伝）、于翼の兄于寔〔B1〕の子于象賢〔B2〕が北周武帝の娘（宇文泰の孫）を妻に迎えた（『周書』15于寔伝）。加えて、于寔の長子于凱〔B2〕が宇文護の末娘を伴侶とした（『隋書』60于凱伝）。かくの如く于翼・于象賢・于凱が宇文氏と婚姻関係を結んだのも、于謹が多大な軍事上の貢献をして宇文氏の信頼を得ていたからであろう。

于謹は宇文泰並びに宇文護と信頼関係を結び、宇文氏との間に太いパイプを築いた。568年に于謹が世を去った後は、于翼が替わって武帝から信頼関係を得、宇文氏との太いパイプを存続させた。于翼は560年に明帝が薨去した後、宇文護とともに遺詔を受けて武帝を擁立した。于謹の死後、前述した如く于翼は武帝から皇太子と諸王の属官と師傅の選択を委ねられ、その上大將軍に任命されて内外の宿衛を統括するに至るほど、武帝から厚く信頼され、腹心として遇された。結局両者の信頼関係は、当時実権者であった宇文護の猜忌を招いた。571年に于翼は大將軍から小司徒に転任した上、柱国を加えられ、宇文護から表面上は重用されたものの、実質は排斥されたも同然であった（『周書』30于翼伝）。それにもかかわらず武帝との信頼関係は途切れることなく続き、572年に武帝が宇文護を討った直後に、かれを呼んで宇文護の世子宇文訓に替わって河東から長安へ抜ける途上の要衝に当たる蒲州の刺史に任命しようとした（『周書』30于翼伝）。574年に東征軍を起こすのに臨んで、

安州に総管として滞在していたかれのもとに他の朝臣に先んじて早馬を3度に亘って派遣して策を下問して同意を得た（『周書』30于翼伝）。

于氏の地位はその後北周において存亡の危機に直面することはなかったが、いつまでも安泰であったわけではない。581年に宣帝の外戚であった楊堅（隋文帝）は、周隋革命に成功すると、宇文氏を虐殺した¹⁵。王朝革命こそ、旧王朝に仕えていた家が新王朝において生き延びるために家の浮沈を賭けて才能を発揮し得るか否か、真価を試される時である。于氏もまた例外ではなかった。于氏は宇文氏と極めて深い関係を結んでいただけに、周隋革命で次代に生き残るか、滅びるかという試練にさらされた。

周隋革命前夜の580年に宣帝が亡くなった後、左丞相に就任して実権を掌握した楊堅に対して、相州総管尉遲迥と益州総管王謙が兵を挙げた。于氏は楊堅を支持して、両勢力を鎮圧するために積極的に働いた。于寔の子于仲文〔B2〕は当時東郡太守であったが、尉遲迥の誘いを断わった後に押し寄せてきた宇文威を迎撃し、その後河南道行軍総管に任ぜられ、尉遲迥の本拠地鄴に向った韋孝寛の軍とは別に軍を率いて数万の檀讓の軍を大敗せしめ、河南全土を尉遲迥の手から奪った（『隋書』60于仲文伝）。于義〔B1〕は行軍総管として行軍元帥梁睿の指揮下で王謙の討伐に従い、左軍を率いて開遠なる地に拠っていた王謙配下の達奚悉を撃破した（『隋書』39于義伝）。

幽州総管であった于翼〔B1〕は積極的に軍事行動を起こさなかったが、尉遲迥の招きを拒み、その使者と書簡を楊堅に送り、更に子の于讓を通じて勧進して、入朝を請い（『周書』30于翼伝）、楊堅を支持する意志を表明した。幽州は南に相州を窺う位置にあり、対突厥戦の一大拠点として精兵を擁していた（『隋書』50龍見伝）。相州西北にある東魏・北齊の旧副都で李穆が総管として駐屯し精兵を抱えていた并州とともに、その去就が楊堅と尉遲迥との勝敗の行方を大きく左右したと思われる。幽州総管の于翼が支持してくれたことにより、太行山脈以東が相州から幽州まで連なって尉遲迥を中核に結束して抵抗する芽がなくなり、逆に相州を挟撃できる可能性を手中にし、対尉遲迥戦を有利に進める軍事的条件の一つを獲得したと考えられる。したがって于翼は実際に楊堅のために軍を動かさなかったとはいえ、楊堅にとり支持を表明してく

れたことは、軍事的意義が極めて大きかったと言えよう(16)。

楊堅が内乱終結後に于氏に与えた待遇は、まず于翼は三公の一である大尉(正1品)に任命し、弟の于義・于智並びに甥の于仲文は上柱国(従1品)に叙し、10人以上を大將軍以上に昇らせ、于氏は『貴戚』と称せられるに至った(『隋書』39于義伝)。楊堅が反対勢力の鎮圧に貢献した人々に与えた報奨を比較すると、并州総管李穆への待遇が最も高いもののように思われる。李穆は楊堅に勧進する一方、朔州刺史であった尉遲迥の子尉遲誼を捉え、尉遲迥が立てた潞州刺史郭子勝を捕えた(『周書』30李穆伝)。受禪後、楊堅は李穆を三師の一である太師(正1品)に任命した(『隋書』37李穆伝)。于翼が大尉に任ぜられたのは、これに次いで高い褒賞である。于義・于智・于仲文が上柱国に任ぜられたのは、官品からみてこれに次ぐ高い待遇である。一つの家で大將軍以上に就いたものが10人以上いるのは他に例をみない。このことは、楊堅が周隋革命前夜の内乱平定で于氏が行なった軍事的貢献をかなり高く評価したことを意味する(17)。

楊堅が于氏の働きを極めて高く買っていたことは、隋朝成立後二度に亘って于氏を免罪したことからも裏付けられる。一つは于仲文が叔父の于翼が幽州総管であった当時、尉遲迥に同調しようとしたと告発されたのに巻き込まれてともに投獄された際、獄中から楊堅に上書して、于氏一族が尉遲迥や王謙を鎮圧するのに如何に力を尽くしたか、訴えかけ、ともに釈放された(『隋書』60于仲文伝)。二つめは、尉遲迥が挙兵した当時、呉州刺史であった于仲文の兄于顓が、呉州総管の趙文表が自分を倒そうと図っていると恐れ、自らの手で殺し、反乱を企てたからであると殺人を正当化したが、隋朝成立後これが露頭し、太傅の竇熾は死罪に当たると主張したのを、楊堅は却けて赦した(『隋書』60于仲文伝)。要するに、周隋革命後于氏が生き残ったのは、軍事的才能を発揮した結果である。

隋朝成立後、于氏の中で文帝・煬帝の2代の皇帝から最も信任され、最も高い地位に昇り詰めたのが、于仲文である。于仲文は前述した如く、『漢書判纂』30巻と『略覽』30巻を著したほどの学才の持ち主であった上、尚書省郎官に就いた経験はなかったものの、尚書省の文簿が繁雑なのに乘じて胥吏が不正

を多く働いていたのを、文帝の命令を受けて摘発するほど、その実務能力が文帝から高く評価されていた。その結果、多くの不正を摘発し、その明断振りを嘉され、厚く褒賞を加えられた（『隋書』60于仲文伝）。

かくの如く、于仲文は実務能力を高く買われたものの、文帝のみならず煬帝からもそれ以上に高く評価されて、期待されたのは、その軍事的才能であった。文帝がかれの軍事的才能を高く評価していたことは、文帝代582年に突厥戦で12人の総管を統轄する行軍元帥を拜命したことから窺える。煬帝は文帝以上にかれの軍事的能力を高く評価した。即位以前晋王であった時に、「将領の才」があると認められ、晋王の軍府の監督を委ねられた。600年に突厥が隋の境域を侵してきた時には、元帥となった煬帝に従い、前軍を率いてこれを撃破した。煬帝が600年に兄の楊勇に替わって太子に立った翌601年には太子の護衛兵を統率する太子右衛率に就き、604年に煬帝が即位すると、宮中で皇帝を警護する最高責任者である右翊衛大將軍に遷った。その後609年には、煬帝が吐谷渾を親征するのに随従した（『隋書』60于仲文伝）。かくの如く、于仲文は煬帝の立太子以前から皇帝即位後までその身边を守ったのである。加えて、煬帝が即位した604年には前述した如く右翊衛大將軍に就くと同時に、文武両官の選事を参掌するようになり（『隋書』60于仲文伝）、政権運営の中枢部に入ったとみられる。要するに、于仲文の場合、実務能力や学才を備えていたが、それらよりもむしろ軍事的才能を以て奉仕して政権中枢部に昇ったと言えよう。

以上西魏・北周・隋の各政権に参加した于謹・于翼・于仲文を中心に、于氏がその中枢部で高い地位を獲得した所以を検討してきたが、その結果は以下の如くならう。于謹・于翼・于仲文はいずれも学問を修め、その中于仲文は行政上の実務をやりこなす能力を備えていたが、かれらの真骨頂は軍事的能力にこそあり、それを振うことにより政権中枢部で高い地位を手に入れた。次に隋唐革命時の于氏の動向に目を向けてみよう。

隋唐交代期には全国に多数の反乱集団が発生し、互いに覇を競いあったが、突厥に備えて太原に留守していた李淵（のちの唐高祖）が617年に南下して

隋の首都大興城を占拠し、翌618年に政権を隋から譲り受け、唐朝を開いた。唐朝は各地の反乱集団を撃破して、628年に全国統一を成し遂げた⁽¹⁸⁾。于氏で隋唐革命に際会したのは、于孝顕と于志寧の2名である。于孝顕は唐朝側に立って竇建徳と戦い、于志寧は唐朝の李世民（のちの太宗）下で軍謀に参加し、ともに唐朝の全国平定に寄与した。于氏の成員中、于孝顕でもなく、他の成員でもなく、于志寧が李世民との太いパイプを足がかりに、唐初に政権内部で唯一人最も高い地位に昇り詰めた。かれが617年に長春宮で李淵集団に合流して以来、就いた主な官職を拾うと、高祖代武徳年間に渭北道行軍元帥府記室に任ぜられ、621年に天策府従事中郎を累授されるとともに文学館学士を兼任させられた。太宗代には629年に中書侍郎に累遷し、ついで行太子左庶子となり、640年には太子詹事を兼任し、643年には太子左庶子に任ぜられ、647年に礼部尚書に就き、649年には侍中に遷った。高宗代には、651年に尚書左僕射と同中書門下三品（宰相）を拝し、652年に太子少師を兼ね、656年には太子太傅に就き、659年には太子太師に遷り、同年荊州刺史に貶せられた。

于志寧が全生涯で軍事活動に従った期間は、唐代において李世民の下で戦った10年足らずである。しかも赫たる戦績を挙げた形跡が、記されているわけではない。その後かれが死没する665年までの40年間に果たした役割は、軍事方面において活躍することではなく、その学識を傾けて太宗・高宗両代に国家が推進した編纂事業に参加したり、政治の場で軍事以外の問題について提言したり、皇太子に諫言したりすることであった。

かれが国家による編纂事業に参加したことは既に言及したので、改めて触れることはせず、ここではかれの提言と諫言の内容を確かめよう。

于志寧が太宗・高宗両代に朝廷で発言した問題は、主として礼に関わるものであった。以下、それを瞥見しよう。太宗635年に、626年の玄武門の変以降隠居していた高祖李淵が、亡くなった。当時唐朝は草創期であつたが故に、廟制がまだ確立していなかつた。そこで太宗は、有司に命じて廟制を検討させた。有司の間では、7廟を建立して涼王李嵩を始祖に定めようとする案が浮上し、名宰相の誉れの高い尚書左僕射房玄齡をはじめ大多数が賛成した。だが独

り行太子左庶子であった于志寧だけは、李嵩は遠祖であって創業に関わりがないと、始祖に立てるのに反対して、採用された（『旧』78于志寧伝、『新』104同伝）。

高宗代649年4月に太宗が世を去ってから9ヶ月後、650年正月に太宗の娘衡山公主が長孫氏に降嫁しようとした時に、喪が既に公除されたので婚礼の儀を執り行うべきだという議論が起こった。これに対して、侍中であった于志寧は、『礼記』内則篇の「女は十五にして笄（こうがい）し、二十にして嫁ぎ、故有らば、二十三にして嫁ぐ」という一節、及び鄭玄の注「故有るは、喪に遭うを謂うなり」に基づいて反対した。結局于志寧の意見が通り、衡山公主に対して、三年間の服喪期間が終わった後、婚礼の儀を挙げるよう、詔が下された（『旧』78于志寧伝）。

651年春には、太尉長孫無忌を誣告した洛陽人李弘泰が、詔により時を待たず即ちに斬罪に処せられようとしていた。于志寧は『左伝』の襄公26年の条と『礼記』月令篇に基づき、秋に死刑を執行するよう訴えて、受容れられた（『旧』78于志寧伝）。

同じ651年10月には、尚書左僕射・同中書門下三品であった于志寧は高宗の7世祖李重耳（弘農府君）の神主を廟から夾室へ移すべきであり、『礼記』檀弓篇の「故きを捨てて、新しきを諱む」という一節に基づき、李重耳の名を忌まないよう上奏した（『唐会要』23諱・『新』13礼楽志3）。次に皇太子への諫言を、みてみよう。

于志寧は太宗代629年に行太子左庶子に就いて以来、高宗代659年に武氏の立后を後推しした許敬宗により、立后に反対して武後の恨みを買った結果同年に黔州に流された長孫無忌と手を結んでいると誣告されて太子太師から兗州刺史に左遷されるまでの30年間に、4人の皇太子の師傅に任ぜられた。その4人とは、太宗代の恒山王李承乾及び晋王李治（のちの高宗）、高宗代の梁王李忠と代王李弘である。かれが師傅として最も長い期間指導し、且つ今日残っている諫言が最も多い皇太子は、629年から643年まで15年間に亘って仕えた李承乾であった。李承乾はしばしば不法を犯したが、かれはたびたび諫めた。その諫めた行為は多岐に亘るが、要点を拾うと、①農繁期に数ヶ月に

亘って密室を造り多くの不法を犯したこと、②多数の宦官を側近に侍らせたこと、③太僕寺(司馭寺)の官を交代するのを許さないで役使したり、④密かに突厥の達哥支を東宮内にひき入れたこと、である。かれが諫言において李承乾に対して最も強く望んだのは、『礼記』文王世子篇で周公が成王に教えようとし、孔子も皇太子が知るべきであると表明していた三善(親子・君臣・長幼の道)に従うことであった(『旧』78于志寧伝・『新』104同伝)。かくの如く儒教經典中にみられる徳目に従うことを願っていた点からみて、究極的には皇太子が儒教の描く理想的人格を体現することを期待していたものと思われる。

于志寧が李承乾を諫言したことは、太宗から極めて高く評価された。李承乾の師傅に就いた人物は、かれ以外に孔穎達・張玄素・趙弘智・令狐德棻・蕭鈞・王仁表・崔知機が認められる。637年には同様にしばしば匡諫した孔穎達とともに、黄金1斤と絹100匹を賜与された(『旧』73孔穎達伝・『新』198同伝)。639年には李承乾がたびたび礼度を欠いていたのを矯正するために、『諫苑』20巻を著して、おおいに喜ばれ、独り黄金10斤と絹300匹を賜与された(『旧』78于志寧伝・『新』104同伝)。643年に李承乾が齊王李祐が齊州で反乱を起こしたのに触発されて、侯君集・李安儼・趙節・杜荷らとともに謀反を企んだのが露頭して皇太子の位を廃されて庶民に貶められた時に、当時李承乾の師傅であった張玄素・趙弘智・令狐德棻らが責任を問われて官を免ぜられた中で、唯一人深く慰勞され、次に晋王李治が皇太子に立つと、即ちに再度太子左庶子を授けられた(『旧』78于志寧伝・『新』104同伝)。更に李治が帝位に即いた後も、2人の皇太子李忠と李弘の師傅に任命されたことは、高宗もまた于志寧が皇太子の導師に適していると認めていたことを示す。

于志寧が軍事活動に関わったのは、その77年に亘る全生涯中、唐初李世民に随従して各地の反乱集団を平定した10年足らずにしか過ぎない。残りの67年は、軍事には関わらなかった。その中40年間は以上みた如く、国家による編纂事業、なかでも『五経正義』の編集に参加したり、礼に関わる問題について太宗や高宗に提言したり、儒教經典で理想として描かれた皇太子像を念頭

に置いて皇太子李承乾に諫言したりした点から、専ら学識を以て唐朝に奉仕したと言えよう。換言すると、于志寧は軍事的能力ではなく、学問を以て唐朝中枢部に立った。

西魏・北周・隋・初唐4政権は、基盤が関隴集団であった(19)。于氏はその一員であり、高い地位を占めてきた。200年足らずもの長い期間政権基盤であり続けた関隴集団は則天武后後に没落したとされるが、その象徴的事件が関隴集団の指導的立場にあった長孫無忌と于志寧が各々失脚して黔州と榮州に流された事件である。于氏は于志寧より後、于頔〔B7〕と于琮〔B7〕の2人を宰相として世に送るが、于志寧ほど長い期間宰相の地位を占め、大きな発言力を持った人物は認められない。于氏が唐朝の中枢部で占める政治的地位が于志寧より後大きく後退したことは、否めない。しかしながらそれでもなお中央政治機構内でポストを得た人物が少なからず見受けられることも、また確かである。中央の武官に就いたものは、前に挙げた于元嗣〔B4〕・于大猷〔B5〕・于克構〔B6〕・于頔〔B7〕・于敬言〔B8〕の5人が認められる。各々就いた武官は、金吾將軍(従3品)・左千牛備身(正6品上)・左監門率府長史(従6品上)・千牛備身(正6品上)・右龍武兵曹參軍(正8品下)である(20)。官品からみて、最も上位に位置する3品以上の武官に就いたのは、唯一金吾將軍に就いた于元嗣だけであり、残り4人はすべて6品以下である(21)。中央の武官在任中に武勲を立てたものは認められない。したがってかれらが中央政治機構内で果たした役割の中心は、軍事的なものではないであろう。于氏は于志寧の6世孫于敖〔B9〕が生きた中唐期には「家世文史盛名なり」(『旧』149于敖伝)と評されていたと同時に、「家世文学を用いて進む」(『新』104于敖伝)とも言われていた。加えて于志寧の直系ではないが、中唐期に生きた于頔〔B7〕は儒家の子と目されていた(『旧』156于頔伝)。要するに、于氏は晩くとも中唐期までには主として学問を以て名を揚げ昇官する儒家へ変化していたのである。于氏が唐代において科挙合格者を輩出し、学問を身に付けていることが就任の前提となる秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官への任官者を隋以前に比べて官界に多く送るように

なった。于氏が儒家として世に立つ先駆けとなった人物こそ、初唐期学識に基づき積極的に礼について提言したり、皇太子に諫言したりした于志寧であろう。于義・于寔・于翼の3房支中、于志寧の属する于義の房支は、唐代に入ってから上記の4種の官への就任者を出した。なかでも于志寧の後裔からは、以上の4種の官に万遍なく就任者を出した。それは、于志寧の後裔が累代学問を修めた結果であろう。以下、于義の房支に属する于志寧の子孫に目を移して就任した官を確かめながら、唐朝中央政治機構内で果たした役割を検討しよう。

于志寧の後裔では、かれの子于立政〔B4〕が初唐に吏部員外郎・吏部郎中・国子司業に就き、その子于知微〔B5〕が初唐に進士科に合格した後、秘書郎・鳳閣侍郎（中書侍郎）・夏官郎中（兵部郎中）を歴任した。両人が就いた官の中、とりわけとも国子司業は儒学・訓導の政を掌り（『唐六典』21国子監）、秘書郎は4部の図籍を掌っていた点から（『唐六典』10秘書省）、学問に通曉していることが求められる官であり、学問を以て唐朝に仕えたと言えよう。だが于志寧の後裔で学問を通して官界で最も活躍したのは、かれらではなく、于休烈〔B7〕であった。次にその官歴と活動をみてみよう。

于休烈〔B7〕は盛唐期に進士科と制科に及第して秘書正字・比部員外郎・比部郎中を歴任し、755年に起きた安史の乱を経て、中唐には国子祭酒に叙せられた。盛唐玄宗代には、集賢殿学士に選ばれた。秘書正字は典籍を詳定しその文字を掌り（『唐六典』10秘書省）、国子祭酒は儒学・訓導の政を掌り（『唐六典』21国子監）、集賢殿学士は古今の経籍を刊緝し以て邦国の大典を弁明し顧問・対応に備えた（『唐六典』9集賢院）。以上の3種の官職は学問を知らずしては就くことができない。かれが学問を以て唐朝に仕えたことが窺える。だが注目すべきは、就任した官職よりも、安史の乱を間に挟んで取った言行である。

その一つは、経学や史学の知識を踏まえて儀礼を本来あるべき姿に戻すべく積極的に発言したことにある。玄宗代731年に唐朝は太公望呂尚の廟を建ててこれに張良を配し、中春・中秋の上戊に祭った。于休烈は肅宗代758年に前漢高祖劉邦を祀った際に、その廟に侍臣がなく、太公望呂尚の廟には張良が配されているのを目撃し、張良を高祖廟に配するよう上奏した（『新』15礼

楽志)。同じ758年に旧来の儀礼では元旦と冬至に百官が光順門で皇后に朝賀する慣例がなかったにもかかわらず、張皇后が敢行しようとした。于休烈は上奏して、周の礼では百官は君主に朝見し、命婦は皇后に謁見するのであって、顯慶年間に則天武后が百官が光順門で皇后に朝賀する儀礼を始めたが、元旦と冬至に命婦が光順門で百官と同席して皇后に朝見するのは礼に悖ると反対し、結局肅宗は詔を下して中断した（『旧』149于休烈伝、『通典』70 礼典 元正・冬至受朝賀）。以上于休烈が朝廷の儀礼に関して積極的に発言し、受容れたことをみた。この他に見逃してならないのは、安史の乱により喪失した書籍や、荒廃に帰した文物と制度を反乱終息後に復元することに力を尽くしたことであろう。

唐朝は安史の乱により、制度や文物が不明となり、検索すべき史籍も失った。そこでかれは反乱軍が長安に侵入する以前まで興慶宮の史館に保管されていたが、戦火により焼失した『国史』106巻と『開元実録』47巻を官民より購募するよう上奏した。唐朝はこれに従ったが、結局数ヶ月を経て1～2巻を入手したにしか過ぎなかった。しかしながらこれが契機となって代宗764年に京兆郡の韋述が家蔵していた『国史』113巻が、甥の蕭直の手により献上された（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝、『旧』102韋述伝、『新』132同伝）。

于休烈自身も『五代帝王論』を著して旧来の文物・制度を検討し、肅宗に上呈した（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝）。756年に玄宗が四川へ蒙塵した後、長安に侵入した安祿山は、楽器や楽伎衣をすべて奪い去った。その結果肅宗が757年に長安と洛陽の両都を奪還した後大礼を挙げようとしても、儀礼用の道具を完全に欠いていた。そこで于休烈は、詔を受けて伎衣並びに大舞などの服を製作した（『旧』28音楽志1）。

772年に于休烈が死去すると、代宗は追悼して尚書左僕射を褒贈し、更に絹100匹と布50匹を贈与した上、謁者内常侍呉承倩を私邸に派遣して宣慰した。于休烈はかの有名な文人である顔真卿が平原郡において勇敢に戦った如く、安祿山の軍と剣を交えたわけではない。戦場に身をさらすことなく、安史の乱が起きた後太守として留まっていた中部郡から踐祚した肅宗のいる靈武郡

に赴いたに過ぎなかった（『旧』149于休烈伝、『新』104同伝）。かくの如き褒賞を授与されたのは、かれが儀礼について積極的に発言したり、安史の乱で喪失した文物・制度を復興するのに務めたりしたからであろう。儒者の栄誉と評される所以である（『新』104于休烈伝）。しかもかれの功績が極めて高く評価されていたことは、儒者の栄誉でかかる例は少なかったと言われていることから（『旧』149于休烈伝）、明らかである。以上于休烈が学問を以て官界に立ち、儒者として高い評価を博したことを確認した。かれの次世代以後においても、代々学問を以て身を立てていた。以下、その点をみてみよう。于休烈〔B7〕の2子于益〔B8〕と于肅〔B8〕は、前者が進士科に及第して翰林学士に任命され（『旧』149于益伝、『新』104同伝）、後者は考功郎中に就いた後、翰林学士に任命された。（『旧』149于肅伝、『新』104同伝）。于肅の子于敖〔B9〕は進士科に登第した後、秘書省校書郎から釈褐し、その後倉部員外郎・司勳員外郎・右司郎中・吏部郎中を歴任し、翰林学士に任ぜられた（『新』104于敖伝）。于敖の4子于球〔B10〕・于珪〔B10〕・于夔〔B10〕・于琮〔B10〕は揃って進士科に及第した（『新』104于琮伝）。4人の中、于琮は懿宗代咸通年間に水部郎中・中書舎人・中書侍郎を歴任したが、その間翰林学士に就き、宰相にも昇った（『新』104于琮伝）。進士科及第者数を、于志寧から于休烈までの5世代と于益兄弟から于球までの3世代を比較すると、1人から6人に増えたのが看取される。翰林院は玄宗代に設けられ、芸能や技術に卓越した人物が属した。738年には翰林学士院が新設され、優れた文学の士が集められた。翰林学士は皇帝に直属し詔勅を起草したことから、それに選ばれた于益〔B8〕と于肅〔B8〕・于敖〔B9〕・于琮〔B10〕の4人は、高い学識と文才を具えていたものとみられる。かくの如く于益兄弟以後、科挙合格者を増やし、翰林学士を輩出したことは、于義の房支が中唐以後于休烈より後の世代においてもますます学問を以て官界に立つ傾向を強めていたことを示している。于休烈の妻韋氏は、于休烈が世を去ったのと同年、772年に先に旅立った。韋氏の亡くなった後、于休烈の子が父とともに儒行を以て知られていたため、代宗は賞揚する目的で特に韋氏に国夫人を贈り、葬日には鹵簿と鼓吹を供えた（『旧』149于休烈

伝、『新』104同伝)。儒行で聞こえた于休烈の子の名は明記されていないが、前に挙げた翰林学士となった于益と于鹵であろう。ともあれ于休烈の子もまた、父と同様に儒者として高く評価されていたのである。それは、于休烈父子が学問を熱心に修め儒行に励んだ結果であろう。かれらは軍事には全く手を染めていない。とりわけても安史の乱に遭遇した于休烈は、剣を手にはしていない。恐らくかれらが純然たる儒者として身を立てるようになるのは、初唐において軍事から手をひき、儒学の観点からさまざまな提言をした于志寧〔B3〕に端を発するであろう。于志寧以後その直系の子孫では、儒者として立つ伝統が編まれたと思われる。于羲の房支以外の、于寔の房支と于翼の房支の秘書省官・中書省官・尚書郎官・国子監官への就任状況を、今一度確かめてみよう。

于寔の房支は以上の4種の官への就任者を初唐から中唐にかけて出した。即ち于敏同〔B4〕が中書舍人・主客員外郎・吏部員外郎・吏部郎中、于素〔B4〕が倉部員外郎・倉部郎中、于思言〔B4〕が戸部郎中、于汪〔B5〕が秘書監・秘書少監、于可封〔B7〕が国子司業、于頔〔B7〕が秘書少監・戸部員外郎・度支郎中・戸部郎中、于頔〔B7〕が度支郎中、于頔〔B7〕が司門員外郎・駕部員外郎、于方〔B8〕が校書郎・秘書丞、于申〔B8〕が屯田員外郎、于滉〔B10〕が虞部郎中、に各々就いた。就任した時期は、于敏同〔B4〕・于素〔B4〕・于思言〔B4〕が初唐、于汪〔B5〕が初唐ないし盛唐、于可封〔B7〕が盛唐、于頔〔B7〕・于頔〔B7〕・于頔〔B7〕・于方〔B8〕・于申〔B8〕が中唐、于滉〔B10〕が中唐ないし晩唐である。

于翼の房支は以上の4種の官への就任者を初唐と中唐に出したが、特に中唐に集中した。即ち于瑾〔B5〕が駕部郎中、于邵〔B7〕が中書舍人・比部郎中・兵部郎中、于尹窮〔B8〕が中書舍人、于卓謨〔B8〕が戸部郎中、于德晦〔B9〕が金部員外郎・戸部員外郎・吏部員外郎、に各々就いた。就任した時期は、于瑾〔B5〕が初唐、于邵〔B7〕・于尹窮〔B8〕・于卓謨〔B8〕・于德晦〔B9〕が中唐である。

10年近くに亘って華北全体を巻きこみ唐朝の屋台骨を大きく揺るがした安史の乱に遭遇したにもかかわらず、于寔の房支と于翼の房支の成員で反乱鎮圧

のために従軍したものは認められない。このことは、かれらが盛唐までにすでに軍事から手を引いていたことを物語る。

ところで8世紀後半の中唐において于翼の房支に属する于邵〔B7〕と于寔の房支に属する于頔〔B7〕が軍事行動に参加した事が見出せる。しかしながら于邵は軍事の専門家をして自ら任じていたわけではなく、于頔は他者から武人出身者とみられていたわけではない。以下、この点を確認しよう。于邵の官歴は玄宗代755年に進士科に合格して崇文館校書郎から起家して以来、中央において比部郎中・兵部郎中・中書舎人・礼部侍郎を歴遷し、地方では道州・梓州・杭州の各刺史を経るなど、専ら文官畑を歩んだ。前に于邵が代宗代770年ないし771年に巴州城を囲んだ夷獠を降したことは述べたが、投降を説得するに際して儒服を着用したことに注目したい（『旧』137于邵伝、『新』203同伝）。つまり儒者を以て自ら任じていたと判断される。礼部侍郎であった徳宗代780年から781年までの間、すべての大詔令を起草しており（『旧』137于邵伝、『新』203同伝）、かれの本領は軍事方面ではなく、学問により仕えることにあったと言えよう。

于頔は中央では司門員外郎・駕部員外郎を歴任し、地方では湖州・蘇州の各刺史を経験した。799年に呉少誠の軍と戦って武勲を立てたのを機に、兵士を募り、兵器を鋭利なものにし、漢南地方を専有し、山南東道節度使として留まっていた襄州を大都督府に昇格するよう請い、当時節度使に対して姑息政策を取っていた徳宗は、ただ許すだけであった。かれは奏請したことがすべて許可されたのに味をしめて、恣意的に振る舞った。例えば公然として聚斂したり、虐殺をほしきままにしたり、詔を奉じないまま兵を動かして南陽郡を占拠したりした（『旧』156于頔伝、『新』192同伝）。『旧』156于頔伝の後に付けられた史臣の評では、「于燕公（于頔）は儒家の子を以て、時に擾攘し、士範を持たず。（後略）」と、かれの行為を批判している。つまりかれが儒家出身であると認識されていたことを示している。本筋から言えば学問を以て立つべき人物だと認められていたと思われる。とすれば、于寔の房支も于翼の房支も唐代には学問を以て官界に立っていたと言えよう。

前に確認した于氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官・国子監官への就任状

況を于寔・于翼・于義の三房支に分けて改めて比較すると、于寔の房支は于翼の房支が中唐に集中して任官者を出しているのに比較して、初唐から中唐にかけて就任者を出している点、初唐から長い期間続けて以上の4種の官への就任者を出していると言えよう。しかしながら于義の房支と比べると、于義の房支が唐に入ってから、于志寧以後晩唐に至るまで、以上の4種の官に就くものを出しており、于寔の房支より長い期間就任者を出しているのが認められる。しかも于義の房支は于志寧〔B3〕から于知微〔B5〕までの3代、于休烈〔B7〕から于球兄弟〔B10〕までの4代において以上の4種の官のいずれかの官に就くものを累代出した。于義の房支に比べて、他の于寔と于翼の2房支は、唐代に入ってから以上の4種の官に就く者を断続的にしか出してない。于寔の房支で累代続けて以上の4種の官に就任したのは、于頔〔B7〕・于申〔B8〕父子が尚書省郎官に就いた例があるにしか過ぎない。于翼の系統で累代続けて以上の4種の官に就任したのは、于邵〔B7〕・于尹窮〔B8〕・于皐謨〔B8〕が中書省官または尚書省郎官に就いた例があるにしか過ぎない。このことから、于義の房支、とりわけても于志寧〔B3〕の直系の後裔が于氏の中で最も強固に且つ不断に学問教育の成果を就任する官に反映させたことが窺える。于志寧は初唐に政界の最高峰に立ち、加えて于氏全体を統合する標徴となる家譜を編んだ点から（『文苑英華』737于邵「河南于氏家譜後序」）、于氏全体の指導者であったと考えられる。かれが後半生でみせた学問を以て立つ儒者のような生き方は、恐らく于氏全体の模範となったことと思われる。かれの後裔は于氏の中でそれを最も忠実に再現したと考えられる。想像を逞しくすれば、かれらは于氏内部の学問教育の中軸となり、于氏全体が軍事に依らず、その本筋として学問に依り官界に立つ儒家へと転身する上で牽引役を果たしたと推察される。

結 語

これまで考察してきた于氏が北魏代から唐代まで辿ってきた軌跡を改めてまとめると、以下の如くなる。于氏は北魏代では5世紀末に漢化政策が施行される前には学問を知ったものはなく、国家内で果たす役割は専ら軍事部門に限

られていた。北魏代に漢化政策が敢行されてから以後は、先ず于謹が学問を修めた。爾來西魏・北周・隋を経て学問を学ぶ風が連綿と伝えられ、唐に至って晚くとも8世紀後半中唐以前には儒家を以て任じ、他からもかく認知されるようになった。于氏の軍事への関与は、于謹が于氏ではじめて学問を知ってから以後も、西魏・北周・隋において学問を修めていることが就任の前提となる中書省官・尚書省郎官に就任するものを出すのが、国家内での役割の中心は軍事であった。唐代に入ってから、隋末以来続いてきた群雄割拠の状態に終止符を打つまでの約10年間は于志寧が軍事に関わるが、反乱終息後は于志寧をはじめ于氏全体が軍事から次第に遠ざかり、隋代までに出した中書省官・尚書省郎官に加えて、秘書省官・国子監官を輩出し、学問によって官界に立つ傾向を強めていった。

于氏が本来享受していた鮮卑文化との関わりについて、一言しておこう。于氏が北魏代5世紀末に漢化政策が施行されてから以後、漢文化に属する学問を徐々に受容していったことは、これまでの考察から明らかである。翻って鮮卑文化をそれから以後も保ち続けたのか、あるいは放擲し去ったのか、かりに放棄したとしてもいつ如何なる過程を辿ったのか、確かなことは言えない。鮮卑文化中、鮮卑語については北魏代495年に朝廷で話すことが禁じられ（『魏書』7下高祖紀下太和19年6月己亥の条）、漢語が公用語と定まったが、30才以上の鮮卑族にはこの規定は適用されず（『魏書』21上元禮伝）、「魏氏洛に遷るも、未だ華語学に達せず」とある如く（『隋書』32経籍志1）、その後暫く漢語ができず鮮卑語しか使えないものが、洛陽はもとより洛陽以外の地方においても多かったものとみられる。于氏の中で、于謹は「兼ねて諸國語を解す」とあり（『周書』15于謹伝）、複数の言語に通じていた。于謹ができた言語は具体的に明記されていないが、493年に生まれた点から、朝廷での鮮卑語使用禁止令がはずれることなく適用され、漢文化中の学問を学んでいた点から、漢語ができたことは確かであろう。また周囲に鮮卑語を話す人々がいたとみられる点から、父祖の言語である鮮卑語を知っていたと考えられる。

さて北魏が東魏・北斉と西魏・北周とに二分した後も、鮮卑語の話し手は少

なからずいたものと思われる。于謹やその子が身を置いた北周において、武帝が577年に北斉を征服した後、長安に連行してきた百官・朝士の中に李徳林が雑っていた喜びを、代郡出身の賈毅に鮮卑語を以て吐露した（『隋書』42李徳林伝）。武帝の父宇文泰をはじめ、従兄の宇文護や賀蘭祥など、武川鎮出身者が西魏以来政権中枢部に参加してきた。武川鎮においては、北魏代5世紀末に漢化政策が行われた後も、依然として鮮卑語が通用していたと思われる。武帝が西魏で543年に内モンゴルの武川鎮からはるかに遠い同州で生まれ育ったにもかかわらず鮮卑語が話せたのは、周囲に鮮卑語を使うものがいたからであろう。于謹の子や孫もまたかかる人々が周囲にいたものと思われる。もしそうであるならば、于謹の子や孫は恐らく漢語と鮮卑語の両方の言語を理解できるバイリンガルであった可能性が想像される。但だ于謹の後裔がいつまで鮮卑語をはなしていたかは確言できない。次に于氏がいつまで自身を鮮卑族と意識して漢族と区別していたのか、検討しよう。

于氏が北魏代5世紀末に漢化政策が施行されて、洛陽で漢文化の波に洗われても暫くは門閥貴族体制下で士族身分に位置付けられたが、同じく士族身分に定められた漢人貴族との間に心理上区別する隔壁があった。そのことは、北魏代515年に河東郡の漢人貴族裴植が光城蛮出身の征南將軍田益宗を批判して、「華夷は類を異にすれば、応に百世の衣冠の上にいるべからず」と主張した上奏文を、于忠が読んで切齒扼腕したことから窺える（『魏書』71裴植伝）。

その後西魏・北周において鮮卑族と漢族がともに政権に参加し、両族に対して胡姓が賜与される一方、漢文化の古典である『周礼』に基づき「六官の制」が敷かれた事実にみられる如く、鮮卑族と漢族の両文化が併存した。当時于氏が果たして鮮卑族であることをどの程度意識していたのか、知る由もないが、北魏代にみられた漢族との間にあった心理上の隔壁は低くなったものと思われる。例えば、于謹は537年に西魏軍が河東地方を制圧した直後、それに先立って534年に北魏孝武帝が西遷したのに乗じて蜂起した父の樊保周と叔父の樊歆周が東魏軍に殺されたので身を潜めていた、河東郡の漢族士人樊深を逸早く子弟の学問教育のために招いたり（『周書』45樊深伝）、学問と志行を兼ねて修めっていると評価した漢族士人唐瑾と義兄弟の契を結んだりした（『周書』3

2唐瑾伝)。更には554年に後梁の都江陵を攻陥した際には、南朝士人王褒と姚僧垣を戦火の中から力を尽くして救い出し、手厚く保護した(『周書』15于謹伝)。于翼は江陵平定後奴僕として賞与された南朝士人の中から士風のあるものを選んで、特別に待遇した(『周書』30于翼伝)。

隋代より前には漢族士人と婚姻したものはいなかったが、隋代に入ると漢族士人と通婚するものが認められる。隋代もしくは初唐において于志寧〔B3〕が弘農郡の劉氏と通婚し(『金石萃編』56「于志寧碑」)、初唐には于大猷〔B5〕が滎陽郡の鄭氏と結婚し(『唐三家碑録』〔中〕「三原于氏碑録」)、于士恭(661~726)〔B5〕が譙郡の戴氏を娶った(『金石統編』7「于士恭銘墓誌」)。隋代もしくは初唐において于氏が漢族士人と通婚したことは、当時かれらとの間に隔壁が消滅していたことを示していよう。

初唐太宗代に前述した如く、于志寧が皇太子李承乾が突厥の達哥支を東宮内に入れたことを批判した。その一節に、達哥支を「人面獸心なれば、豈に礼教を以て期するを得んや。仁信を以て待つべからず。」(『旧』78于志寧伝)、「人状野心なれば、礼教を以て期べからず。仁信を以て待つべからず。」(『新』104同伝)とある如く、礼教を盾に差別しているのは漢族が通例自分たち以外の非漢族をみているのと同じ口吻である。

下って玄宗代731年に先に中宗代709年頃に吐蕃のチデックツェンに腰入れした金城公主が『毛詩』・『礼記』・『左伝』・『文選』各1部を求めてきたのに応えて、玄宗は秘書省に書写して下賜するよう命令を下した。当時秘書省正字であった于休烈は、『左伝』には詭詐が多く記されており、かれらが模倣することを懸念して猛反対した。注目すべきは、その上疏中で吐蕃を指して「戎狄」・「西戎」と呼んでいる点である(『旧』196上吐蕃伝、『新』104于休烈伝)。これもまた漢族が通例自分たち以外の非漢族をみているのと同じ口吻である。

かくの如く漢族が伝統的に持っていた非漢族に対する観方を共有していた点から、唐代、更に限定すれば、初唐において于氏は漢族であると意識していたものと思われる。

注

(1) 他の鮮卑族が文人士大夫へと転身した過程については、拙稿①「元氏研究—北朝隋唐時代における文人士大夫化の一軌跡—」（『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所 1993年）、②「劉（独孤）氏研究」（『琉球大学法文学部紀要 日本・東洋文化論集』創刊号 1995年）、③「陸氏研究」（『中国中世史研究 続編』京都大学学術出版会 1995年）参照。

(2) 以下、于栗磾を起点として世代数を〔A〕と表示する。

(3) 北魏の近衛軍の組織については、①浜口重国「正光45年の交に於ける後魏の兵制に就いて」（『東洋学報』22-2 1935年 のち『秦漢隋唐史の研究』（上）東京大学出版会 1966年所収）、②同上「東魏の兵制」（『東洋学報』24-1 1936年 のち 同上書所収）参照。但し①は北魏が493年に洛陽に遷都してから524年に六鎮の反乱が発生するまでの近衛軍の組織を、②は六鎮の乱勃発時から534年に北魏が東西に分裂するまでのそれを、解明している。

(4) 以下、于謹の直系の子孫は于謹〔B0〕を起点に世代数を数えて〔B〕と表示する。于栗磾の子孫を〔A〕と表示したにもかかわらず于謹の直系の子孫を〔B〕と表示したのは、(a)『周書』15于謹伝と(b)『北史』23の于栗磾伝・于洛拔伝・于勳伝・于天恩伝・于仁生伝・于安定伝・于謹伝と(c)『新唐書』72下宰相世系表2下を対照した結果、于謹が必ずしも于栗磾の直系の子孫と断定できないからである。史料(a)・(b)・(c)の記述に基づいて于謹の系譜を描くと、次の如くなる。

(a) 于 婆—于安定—于 提—于謹（高祖以上は記載なし）

(b) 于栗磾—于洛拔—于天恩—于仁生—于安定—于子提—于謹

(c) 于栗磾—于洛拔—于天恩—于 仁—于子安—于子提—于謹

史料(a)(b)(c)を比較すると、(b)の于仁生と(c)の于仁、(b)の于安定と(c)の于子安とは、同一人物であろう。また(a)の于提と(b)(c)の于子提も、同一人物であろう。したがって于謹の父と祖父を記した系譜は、于安定—于提—于謹となろう。

但だ史料(a)(b)(c)を比較して、問題もある。その一つは、(a)の于婆と(b)

の于仁生及び(c)の于仁が果たして同一人物か否か、確言しがたい。二つめは、史料(b)と(c)に従えば、493年生まれの子于謹は于栗磾の6世孫となるが、于栗磾の曾孫于忠(于烈の子)の生年が462年であるのと比較すると、3世代も違うのに僅か1世代30年分しか年令差がないのはおかしい。そこで于謹が于栗磾の6世孫であるか否かは、判断を留保し、取り合えず于謹を起点としてその直系の子孫の世代数を表示することとする。

(5) 西魏・北周の兵制については、浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」(『東方学报 東京』8 1938年、同上9 1939年)のち『秦漢隋唐史の研究』(上) 東京大学出版会 1966年所収) 参照。

(6) 北魏末の内乱の原因や経緯については、①内田吟風「北朝政局における鮮卑北族系貴族の地位」(『東洋史研究』1-3 1936年、のち『北アジア史研究 匈奴篇』 同朋舎 1975年所収)、②注(3)②浜口氏研究、③周一良「北朝的民族問題と民族政策」(『燕京学报』39 1950年)のち『魏晉南北朝史論集』 中華書局 1963年所収)、④谷川道雄「北魏末の内乱と城民」(上)(下)(『史林』41-3、同上41-5 1958年 『隋唐帝国形成史論』 筑摩書房 1971年所収)のち『増補 隋唐帝国形成史論』 筑摩書房 1998年所収)など数多くの研究があるが、詳細はそれらに譲りたい。

(7) 北周の六官の制下の官については、王仲華『北周六典』(中華書局 1979年) 参照。

(8) 于敬之・于経野・于可封・于頔・于方・于頎・于興宗の詩文を一篇ずつ拾うと、以下の如くなる。

- 于敬之「桐柏真人茅山華陽觀王先生軌碑銘」(『續語堂碑録』[癸])
- 于経野「奉和九日幸臨渭亭登山高岷制得樽字」(計有功『唐詩紀事』)
- 于可封「至人心鏡賦」(『文苑英華』94)
- 于方「裴氏子承章墓誌銘」(『續語堂碑録』[丁])
- 于頔「穠皎然杼山集序」(『文苑英華』712)
- 于頎「祀武成王議」(『大唐郊祀録』10)

于興宗「夏杪登越王樓臨倍江望雪山寄朝中知友」（計有功『唐詩紀事』）
（9）于志寧の編纂に参加した著述及び自身の手になる著書は、以下の如く『新唐書』藝文志に記されている。

『新』57 藝文志1 甲部經録

易類 『周易正義』16巻

書類 『尚書正義』20巻

『新』58 藝文志2 乙部史録

正史類 『（五代史）志』30巻

儀注類 『大唐儀礼』100巻

刑法類 『留本司格』18巻・『律疏』30巻

『新』59 藝文志3 丙部子録

儒家類 『諫苑』20巻

『新』60 藝文志4 丁部集録

別集類 『于志寧集』40巻

（10）于珪・于瓌・于琮の科挙に合格した年は、いずれも徐松『登科記考』22を参照。

（11）職方中大夫が兵部の職方郎中に相当すること、吏部下大夫が吏部の吏部郎中に相当することは、注(7)王仲榮書の348頁並びに355頁を参照。

（12）于忠が実権を握った経緯は、張金龍『北魏政治史研究』（甘肅教育出版社 1996年）255-278頁参照。

（13）①毛漢光「西魏府兵史論」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』58-3 1988年）、②周双林「北周趙貴・独孤信事件考論」（『文史40』1994年）によれば、于謹は宇文泰の側近集団に所属した。

（14）西魏・北周が武川鎮出身者を中核とする武川鎮軍閥を基盤に立っていた政権であることは、①宮崎市定『大唐帝国』（河出書房 1968年）のち『宮崎市定全集』8 1993年）297-298頁、②谷川道雄「武川鎮軍閥の形成」（のち『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房 1998年所収）参照。

（15）楊堅（隋文帝）が殺戮した宇文氏の顔ぶれは、『周書』10及び同書

13の宇文氏の伝に記載されてある。それによれば、殺されたのは、宇文泰及びその兄弟の子孫であり、52人に上った。その結果、宇文泰及びその兄弟の血統はほとんど絶えた。

(16) 周隋革命の経緯については、谷川道雄「周隋革命の経緯について」(『古代文化』18-5 1967年、のち『隋唐帝国形成史論』筑摩書房 1971年所収、のち『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房 1998年所収)参照。

(17) 隋朝成立後の于氏並びに李穆の地位については、山崎宏「隋朝官僚の性格」(『史学研究(東京教育大学文学部紀要)』6 1956年)参照。

(18) 隋末唐初の反乱の原因や経緯については、①小笠原正治「隋朝末期の動乱における官僚群」(『史潮』43 1950年)、②鈴木俊「隋末の乱と唐朝の成立」(『史淵』53 1952年)、③横田滋「七世紀初頭の中国における内乱に就いて」(上)(下)(『東洋史研究』12-4 1953年、同12-5 1953年)、④気賀沢保規「竇建徳集団と河北一隋唐帝国の性格をめぐる一」(『東洋史研究』31-4 1973年)、⑤谷川道雄「隋末の内乱と民衆一剽掠と自衛一」(『東洋史研究』53-4 1995年)をはじめ、数多くの研究があり、詳細はこれらに譲る。

(19) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』(生活・読書・新知三聯書店 1959年)のち『唐代政治史述論稿』〔『陳寅恪文集』4〕上海古籍出版社 1980年)71頁参照。

(20) 官品は以下の文献を参照。金吾將軍は『大唐六典』25諸衛府、『旧』44職官志、『新』49上百官志、『通典』40職官典22、千牛備身は『通典』40職官典22、(太子)左監門率府長史は『大唐六典』28太子左右衛及び諸率府を参照。右龍武兵曹參軍は『旧』44職官志を参照。

(21) 礪波護「唐の官制と官職」(『唐代の詩人—その伝記』大修館書店 1975年)のち『唐代政治社会史研究』同朋舎 1986年所収)によれば、職事官は任免の手続き・服装・恩典が3品以上、4品・5品、6品以下の3つに大別されていた。とするならば、金吾將軍に就いた于元嗣以外の4人は、最下層の武官に就いたと言える。この中于大猷と于頔が就いた千牛備身は、

衛官の一である。愛宕元「唐代における官蔭入仕一衛官コースを中心として」（『東洋史研究』35-2 1976年）によると、衛官は高級官僚を祖父ないし父にもつ官僚貴族の中から選抜されたエリートが就く官であり、なかでも千牛備身は、衛官中の最高のエリートであった。そして五考を経て吏部銓に参加する資格を与えられ、職事官に就くものであった。したがって于大猷と于頔が武官である千牛備身に就いたからといって、以後軍事の専門家となる途徑を歩むことを必ずしも意味しない。事実に于大猷は左千牛備身の後、文官である梓州参軍事に就き、以後文官畑を辿っている（『金石萃編』63「于大猷墓誌」）。于頔も千牛備身の後、文官である華陰尉に就き、以後専ら文官を遷転した（『旧』156于頔伝、『新』172同伝）。

（22）注（21）礪波氏研究

（23）北魏代に鮮卑語が使用された状況については、以下の研究を参照。

①注（6）①内田氏研究、②唐長孺「拓跋族的漢化過程」（『歴史教学』1956年、のち『魏晉南北朝史論叢 続編』生活・読書・新知三聯書店1959年所収）、③注(7)王仲犛書の341～343頁を参照。④川本芳昭「北魏高祖の漢化政策」（『東洋学報』62-3・4 1981年）、⑤劉学鈺『鮮卑史論』（南天書局 1994年）254～269頁、⑥呂一飛『胡族習俗与隋唐風韻—魏晉北朝北方少数民族社会風俗及其对隋唐的影響』（書目文獻出版社 1994年）162—163頁、など参照。

（24）北魏の東西分裂後、東魏において高歡が親軍に鮮卑語で号令をかけている（『北齊書』21高昂伝）。高歡の親軍の由来を尋ねると、かれらが元來六鎮の乱が発生した後に爾朱榮に帰服し、その後爾朱兆より譲られた恒・燕・朔三州及び六鎮の鮮卑族であることから、武川鎮を含む北鎮では鮮卑語が一般に話されていたとみてよいであろう。

唐代における于氏の秘書省官就任者（第一表）

官名	官品	就任者	世代	就任時期	典拠
秘書監	從3	于汪	B5	／	『新』七二下宰相世系表
秘書部	從6上	于知微	B5	高宗代	『金石萃編』七一 「于知微碑」
学校郎	正9上	于敖	B9	／	『旧』一四九于敖伝

唐代における于氏の中書省官就任者（第二表）

官名	官品	就任者	世代	就任時期	典拠
中書侍郎	正4上	于志寧	B3	六二九年	『旧』七八于志丁寧伝
		于知微	B5	中宗代	『金石萃編』七一 「于知微碑」
		于琮	B10	八六七年	『新』一〇四于琮伝
中書舍人	正5上	于敏同	B4	／	『新』七二下宰相世系表
		于尹窮	B8	／	『新』七二下宰相世系表
		于琮	B10	咸通年間	『新』一〇四于琮伝

唐代における于氏の尚書省郎官就任者（第三表A）

戸部		吏部										都省	六部														
戸部郎中		考功郎中	司勳員外郎		吏部員外郎					吏部郎中	右司郎中	官名															
從5上		從5上	從6上		從6上					從5上	從5上	官品															
于臯謨	于頎	于思言	于肅	于敖	于德晦	于結	于立政	于敏同	于敖	于立政	于敏同	于敖	就任者														
B8	B7	B4	B8	B9	B9	B7	B4	B4	B9	B4	B4	B9	世代														
/	/	/	/	憲宗代	/	/	/	/	八二四年	/	/	穆宗代	就任時期														
『新』七二宰相世系表		『郎考』十一		『郎考』九		『旧』一四九于敖伝		『郎考』四		『郎考』四		『郎考』四		『郎考』四		『郎考』三		『旧』一四九于敖伝		『郎考』三		『唐尚書省郎官石柱題名考』 三（以下『郎考』と略称）		『旧』一四九于敖伝		典拠	

唐代における干氏の尚書省郎官就任者（第三表B）

兵部		礼部			戸部	六部						
駕部郎中	兵部郎中	主客員外郎	倉部員外郎	倉部郎中	金部員外郎	官名						
						官品						
于頔	于瑾	于邵	于知微	于敏同	于敖	于素	于素	于德晦	于頊	于頔	于德晦	于頔
B 7	B 5	B 7	B 5	B 4	B 9	B 4	B 4	B 9	B 7	B 7	B 9	B 7
/	/	肅宗代以後	/	/	憲宗代	/	/	/	/	/	/	/
『旧』一五六于頔伝	『新』七二下宰相世系表	『旧』一四九于邵伝	『金石萃編』七一「于知微碑」	『郎考』六	『旧』一四九于敖伝	『新』七二下宰相世系表	『郎考』十七	『郎考』十六	『郎考』十三	『郎考』十三	『郎考』十二	『郎考』十二
												典拠

唐代における于氏の尚書省郎官就任者（第三表C）

工部		刑部		六部			
水部郎中	虞部郎中	屯田員外郎	司門員外郎	比部員外郎	比部郎中	官名	
從5上	從5上	從6上	從6上	從6上	從5上	官品	
于琮	于滉	于申	于頔	于休烈	于邵	于休烈	就任者
B10	B10	B8	B7	B7	B7	B7	世代
咸通年間	/	/	/	玄宗代	/	玄宗代	就任時期
『新』一〇四于琮伝	『新』七二下宰相世系表	『新』七二下宰相世系表	『旧』一五六于頔伝	『旧』一四九于休烈伝	『旧』一三七于邵伝	『旧』一四九于休烈伝	典拠